2020(令和2)年度『連合・愛のカンパ』助成－応募条件・要領について

＜この助成は、新たな地域の助け合い活動を初期運営資金面から支援するために、公益財団法人さわやか福祉財団が**日本労働組合総連合会(連合)**「連合・愛のカンパ」より資金を提供いただいて実施するものです＞

(1) 助成対象となる 活動と内容	**新たに始める、地域における「ふれあい・助け合い活動」** 高齢者・子ども・障がい児(者)を含めた地域ぐるみの助け合い・支え合い活動等。 ※既存活動の継続は対象としません(下記6参照)。また特殊事案の専門的研究、趣味・娯楽・教養サークルに類する活動も対象にならないことがあります。
(2) 対象となる活動 の時期・期間	**2019年10月1日以降に新たに立ち上がった団体、または既存の団体であっても、従来の活動に加えて新たに開始した事業。** 2021年3月末までに具体的に活動が開始できることが、これまでの動きから客観的にも見込まれる場合は、応募時点で準備段階でも可(プランのみでは不可)
(3) 団体要件	**ふれあい・助け合い活動団体/グループに限定** 助け合いによる生活支援活動を主たる目的とする任意団体、NPO 法人、グループ、サークルなど。 ※社会福祉協議会ほか中間支援団体への直接の助成はしておりません。 なお、有限会社、株式会社のほか、単独の個人活動等も対象外とします。
(4) 使途条件	**運営費(一般管理費)・事業費　いずれも可** 備品購入・賃借料・通信費・会議費(飲食費含まず)等、「一般管理費」および「事業費」のいずれも可※借入金返済、大型施設建築資金の一部充当等は対象外
(5)支援金額	**上限15万円まで　(17団体を目途に助成)**
(6) その他の 注意事項	**新規事業の立ち上げ、または、新たな団体立ち上げのための準備資金に限定** ※ここで「新規」が意味するところは、申請する活動内容が新たな取り組みであるということで、例えば、既存の任意団体がこれまでの活動を継続しつつ、この1年でNPO法人格を取得した(または取得する)ということだけでは十分ではありません。 **継続的・持続的な活動が期待されるものであること** ※一過性・単発的な企画(イベント企画等)は対象となりません。 **前年度にこの助成を受けていないこと** ※より多くの方々に支援の機会を広げるため、連続年度での助成は原則として行っておりません。
(7)締め切り	**■2020年11月30日必着　(郵送に限ります・送付先－下記★)**
(8) 応募の際に 必要な書類	1. 申込書(添付書式、あるいは同書式内容が全て記されたものに限る) 2. 団体(グループ)の事業全体についての予算書・決算書 3. 活動報告書(会報など活動内容が具体的に示された紹介資料) 4. 設立趣意書
(9)選考と通知	選考結果は**2021年1月中旬**を目途に文書の郵送をもって通知

■助成を受けた団体・グループは実際にどんな活動に充当したのか、使途内容と収支を含め、後日（２０２１年６月末までに）ご報告いただくことになります。
（この報告の作成要領・提出期限等は助成決定通知の際にお知らせします）

■書類等が不備、不足の場合には審査対象とならないことがあります。提出書類が４種類全て揃っていることを確認の上、お送り下さい（書類が揃えられない場合には、その理由について簡単に付記してからお送り下さい）。

★申込書送付先：公益財団法人さわやか福祉財団
〒105-0011　東京都港区芝公園2-6-8　日本女子会館7階
★問い合わせ先：公益財団法人さわやか福祉財団(立ち上げ支援プロジェクト)TEL03－5470－7751